

# ソフトバンク・グループの日債銀買収に係る 事業計画案及び買収条件の骨子

平成 12 年 2 月 24 日現在

## 事業計画案

### 1. 株主・経営陣等

買収主体： ソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社

その他出資予定者： 地域金融機関、外銀

投資期間： 長期的に保有

新生日債銀の経営陣

- ・ 取締役会は 10 人程度で構成する。
- ・ 頭取は元日銀理事の本間忠世氏が就任する予定。
- ・ ソフトバンク株式会社の孫 正義社長、オリックス株式会社の宮内 義彦社長、東京海上火災保険株式会社の樋口 公啓社長が社外取締役に就任する予定。
- ・ 財界のリーダー、学職経験者等の中から社外取締役を積極的に活用し、経営と執行の分離した先進的なコーポレート・ガバナンスを導入する。

### 2. 新生日債銀の業務内容

基本形態： 当初長期信用銀行として発足するが、その後の業務形態については業務戦略等も踏まえて検討する。

経営目標

- ・ 既存の顧客基盤に加え新興企業、個人顧客との取引拡大を通じ日債銀の収益性、成長性を確立し、日本経済活性化への寄与を図る。
- ・ ディスクロージャーの徹底を通じ市場での信頼を回復させ、将来の再上場を目指す。
- ・ 先進的なコーポレートガバナンスと報酬制度を導入し、活力ある企業風土を確立する。

業務の特徴： 日債銀の既存業務を維持・強化しつつ、新興企業に対する投融資業務、個人顧客に対するインターネット金融業務といった新たな業務を展開。

業務戦略

- ・ 既存の事業法人顧客層に対するサービスの継続と、信用リスクを反映した貸出構造への移行を図る。
- ・ 地域金融機関等へのサービスを継続、高度化する。
- ・ 新興企業に対するコマーシャルバンキング業務を通じた成長支援に注力する。インターネット等の先端技術を最大限に活用し個人顧客の利便性向上に注力する。

## 買収条件

### 1. 買収方式・買収金額等

既存日債銀普通株式約 25 億株の全株を 10 億円で預金保険機構(以下、「機構」とする)より

取得。

既存日債銀優先株式のうち、第4回優先株約6,592万株について、配当率を現在の年3%から1%に引き下げた上で、機構が引き続き保有し、残りの約5,408万株及び第2回・3回優先株式を全て無償消却。

## 2. 新規増資・自己資本比率

新規発行普通株式約3億3,333万株を1,000億円(1株当たり300円)で引受け。

政府に対し、早期健全化法に基づき、新規発行優先株式8億株を2,400億円(1株当たり300円)で引き受けるよう要請。

(注) 既存優先株式と併せ、普通株式へ転換した後の機構の最大持ち分は33.0%。

自己資本比率は13%程度(後述の保有株式含み益実現後ベース)

## 3. 日債銀保有株式の取扱い

合計800億~900億円の含み益を有する保有株式は日債銀買収後に下記、に従って売却して含み益を実現し、新生日債銀の自己資本の増強に充当する。

営業上必要な株式は日債銀買収前後に機構に売却、機構は当該株式を日債銀信託に信託。

日債銀買収後5年間、機構は新生日債銀の同意なく当該株式を売却せず、新生日債銀は、原則として随時、当該株式を機構から買戻し可能。

営業上必要のない株式は日債銀買収前後に売却(機構が購入した場合には上記の信託等を行わない)。

日債銀買収前及び日債銀買収後5年間、保有株式を売却しようとする時には日債銀又は新生日債銀は事前に機構と協議。機構は株式の売却に反対はしないが、株式市場の状況等によっては株式の売却先を機構に指定して当該株式を購入。

## 4. 機構保有の新生日債銀株式の売却

機構が他者に売却しようとする場合、共同出資者に先買権が与えられるものとし、共同出資者は機構に対し、機構所有の新生日債銀株式の時価総額が3,300億~3,400億円を超えている場合には、その保有する新生日債銀株式の一定の数量を公正な価格により共同出資者、又は市場に売却するよう求めることができ、機構はかかる要請に対し不合理に拒否せず。

## 5. 貸出関連資産の承継等

金融再生委員会の資産判定で「適当」とされた全ての貸出関連資産を承継。

承継した債務者に対する適切な融資を3年を下回らない一定期間継続。

## 6. 当初引当金

金融検査マニュアルに則った自己査定要領及び日本公認会計士協会実務指針に従った適切な

引当金を計上。

#### 7. 貸出関連資産の瑕疵担保

日債銀買収時において機構が新生日債銀に貸出関連資産を売却・譲渡したものとみなし、日債銀買収時から3年を下回らない一定期間内に、当該資産に瑕疵があり、2割以上の減価があれば、新生日債銀は当該資産の譲渡を解除可能。

解除の場合、機構は当該資産の返還と引き換えに当該資産の当初簿価（当初引当金控除後ベース）に相当する金額（それまでに返済額があれば、その額を控除）を新生日債銀に払戻し。

「2割以上の減価」とは、同一債務者に対する全貸出関連資産の簿価総額（引当金控除後ベース）がその当初簿価（同）総額と比較して2割以上減額しているとの意義。

「瑕疵」とは、当該貸出関連資産に関し金融再生委員会が「適当」と判定した根拠について、日債銀買収時から3年を下回らない一定期間内に変更等が生じたとの意義。

# 覚 書

本覚書は、ソフトバンク株式会社、オリックス株式会社及び東京海上火災保険株式会社からなる共同出資者を一方の当事者（以下「買主」という）とし、預金保険機構（以下「売主」という）及び株式会社日本債券信用銀行（以下「NCB」という）を他方の当事者として締結される。

## 第1条（本覚書の目的）

売主及び買主は、別紙 1 として本覚書に添付される平成 12 年 2 月 24 日付「ソフトバンク・グループの日債銀買収に係る買収条件の概要」に定める取引（以下「本件取引」という）に係る基本合意書の可及的速やかな締結に向けて誠実に努力し交渉するものとする。なお、売主は、基本合意書の締結交渉に当たっては、引続き金融再生委員会の指導・監督を受けるものとする。

## 第2条（優先交渉権）

売主は、本件取引に関し、第 1 条に基づき誠実な交渉が継続される限り本覚書締結日より平成 12 年 4 月 30 日までの間、買主とのみ交渉を行うこととする。但し、売主は優先交渉期間を延長することができる。

## 第3条（情報開示）

売主は、買主に対し、買主からの事前の通知に基づき、本件取引の実施に合理的に必要な範囲及び方法で NCB の情報を開示するものとする。但し、その具体的な手続については買主と NCB との協議によるものとする。

## 第4条（秘密保持義務）

本件取引に関して買主が取得した一切の情報について、ソフトバンク株式会社（平成 11 年 9 月 24 日付）、オリックス株式会社（平成 11 年 10 月 1 日付）及び東京海上火災保険株式会社（平成 11 年 11 月 11 日付）が、それぞれ上記各日付の日において NCB との間で締結した秘密保持契約が適用されるものとし、買主は、同契約においてソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社が NCB に対して負う義務と同一の義務を売主及び NCB に対して負うものとする。但し、買主は、本件取引に関してソフトバンク・グループへの参加を検討する者に対して、あらかじめ売主の確認を得ることを条件として、本条の対象となる情報を開示することができる。

(2) 本条は、別途当事者間で合意のない限り、本覚書に基づく交渉の終了にかかわらず、当事者を拘束するものとする。

## 第5条（交渉の終了）

売主及び買主は、以下の事由が認められる場合に限り、相手方に対して書面による通知を行って本覚書に基づく交渉を終了することができるものとする。

1. 相手方に本覚書の重大な違反がある場合
2. 第 2 条の優先交渉期間内に基本合意書が締結されなかった場合

第6条（費用の負担）

本件取引に関して各当事者に生じた費用は、それぞれ各当事者が負担するものとする。

第7条（準拠法）

本覚書は日本法に準拠する。

第8条（拘束力）

本覚書は、当事者間の意向を表明したものであり、第2条、第4条、第6条、第7条及び第8条を除き、法的拘束力を有しないものとする。

平成 12年 2月 24日

ソフトバンク株式会社

---

代表取締役社長 孫 正義

オリックス株式会社

---

代表取締役社長 宮内 義彦

東京海上火災保険株式会社

---

取締役社長 樋口 公啓

預金保険機構

---

理事長 松田 昇

株式会社日本債券信用銀行

---

代表取締役頭取 藤井 卓也

## ソフトバンク・グループの日債銀買収に係る買収条件の概要

平成 12 年 2 月 24 日現在

### 1. 買収方式・買収金額等

既存日債銀普通株式(約 25 億株)の全株を 10 億円で預金保険機構(以下、「機構」とする)より取得する。

既存日債銀優先株式のうち第 4 回優先株式約 6,592 万株について、配当率を現在の年 3% から 1% に引き下げた上で、引き続き機構が保有し、残りの約 5,408 万株及び第 2 回・3 回優先株式の全株は無償消却する。

(注)既存優先株式(第 4 回)は廃止された金融安定化緊急措置法に基づき整理回収銀行(当時)が日債銀より引き受けたもので、購入価格は 600 億円。日債銀の特別公的管理開始に伴い対価 0 円で機構が取得。その現行条件は以下の通り。

- ・ 配当率は年 3%。
- ・ 普通株式への転換権付きで、転換比率は優先株式 1 株につき普通株式 5 株。
- ・ 強制転換は 2018 年 4 月 1 日で、転換請求期間は 1998 年 10 月 1 日より 2018 年 3 月 31 日。

### 2. 新規増資・自己資本比率

新生日債銀の新規発行普通株式約 3 億 3,333 万株を 1,000 億円(1 株当たり 300 円)で引き受ける。

政府に対し、早期健全化法に基づき、新生日債銀の新規発行無議決権優先無額面株式 8 億株を 2,400 億円(1 株当たり 300 円)で引き受けるよう要請する。その他の主要条件は以下の通り。

- ・ 5 年目から転換可能。
- ・ 転換価格は 1 株当たり 300 円又は市場価格(上場前は 1 株当たりの純資産額)のいずれか低い方(但し、225 円が下限)。

(注 1) 1 . の既存優先株式と併せて、普通株式へ転換した後の機構の最大持ち分は 33.0%。

自己資本比率は 13%程度(後述の保有株式含み益実現後ベース)

### 3. 日債銀保有株式(政策保有株式)の取扱い

合計 800~900 億円の含み益を有する保有株式は日債銀買収後に下記 、 に従って売却して含み益を実現し、新生日債銀の自己資本の増強に充当する。

営業上必要な株式は日債銀買収前(当該株式に係る含み益を実現させる場合以外)又は買収後(含み益を実現させる場合)に公正な価格で機構に売却し、機構は当該株式を日債銀信託に信託する。日債銀買収後 5 年間、機構は新生日債銀の同意なく当該株式を売却せず、当該株式に係る名目上の所有権及び議決権は日債銀信託がこれを有し、新生日債銀は、原則として随時、公正な価格で当該株式を機構から買戻すことができる(機構は売戻しを拒否しうるが、信託期間が 5 年目に入って以降に拒否した場合には信託期間は拒否時から 1 年後まで延長される。延長

期間中に機構が売戻しを拒否した場合も同様)。

営業上必要のない株式は日債銀買収前(当該株式に係る含み益を実現させる場合以外)又は買収後(含み益を実現させる場合)に公正な価格で市場又は機構(下記 の場合)に売却する(機構が購入した場合には上記 の信託等を行わない)。

日債銀買収前及び日債銀買収後 5 年間、保有株式を売却しようとする時には日債銀又は新生日債銀は事前に機構と協議する。機構は株式の売却に反対はしないが、株式市場の状況等によっては株式の売却先を機構に指定して公正な価格で当該株式を購入することができる。

#### 4. 機構保有の新生日債銀株式の売却

新優先株及び残存優先株(これらの株式から転換された普通株も含む)については、機構が他者に売却しようとする場合、共同出資者に先買権が与えられるものとし、共同出資者は機構に対し、機構所有の新生日債銀株式の時価総額が 3,300 億円(3,400 億円)を超えている場合には、その保有する新生日債銀株式の一定の数量を公正な価格により共同出資者、又は市場に売却するよう求めることができ、機構はかかる要請に対し不合理に拒否しないものとする。

(注1) 新生日債銀の普通株式の価格が 1 株当たり 274 円(301 円)になると、機構保有株式の普通株式換算ベースの時価総額は 3,300 億円(3,400 億円)に達する。

(注2) 新生日債銀の普通株式の価格が 1 株当たり 243 円(274 円)となっている時に、その価格で 1. の既存優先株式を普通株式に転換して全て売却した場合、この既存優先株式から得られる機構のキャピタルゲインの額は 800 億円(900 億円)となる。

#### 5. 貸出関連資産の承継等

金融再生委員会の資産判定により「日債銀が引き続き保有することが適当」とされた全ての貸出関連資産を承継する。

承継した貸出関連資産に係る債務者に対し適切な融資を継続する。具体的には、特段の事情のない限り、日債銀買収時より 3 年を下回らない一定期間内は、当該貸出関連資産の売却や急激な回収は行わないこととするとともに、借換え等当該債務者の適切な資金需要に応ずることとする。

#### 6. 当初引当金

金融検査マニュアルに則った自己査定要領及び日本公認会計士協会実務指針に定められた基準に従って日債銀買収時現在において適切に計上されることとする。

#### 7. 貸出関連資産の瑕疵担保

日債銀買収時において機構は新生日債銀に貸出関連資産を売却・譲渡したものとみなす。

日債銀買収時から 3 年を下回らない一定期間内に、当該資産に瑕疵があり、2 割以上の減価が認められた時は、新生日債銀は当該資産の譲渡を解除することができる。

解除の場合、機構は当該資産の返還と引き換えに当該資産の当初簿価(当初引当金控除後ベース)に相当する金額(それまでの間に返済額があれば、その額を控除した額)を新生日債銀に払い戻す。

の「2割以上の減価」とは、同一債務者に対する全貸出関連資産のその時点での簿価(その時点での引当金控除後ベース)の総額が、それら貸出関連資産の当初簿価の総額に比し2割以上減額していることを言う。

の「瑕疵」とは、当該資産に関し金融再生委員会が「日債銀が引き続き保有することが適当」と判定した根拠について、日債銀買収後から3年を下回らない一定期間内に変更が生じたか、又は真実でなくなったことが判明したことを言い、変更または真実でなくなったことが日債銀買収後の専ら共同出資者又は新生日債銀の責めに帰すべき事由によって生じた場合は「瑕疵」には含まれない。

債務者から債権放棄の正式要請を受けてこれに応じた時は、新生日債銀は当該資産について解除権を持たないものとする。

解除権の対象となる貸出関連資産は各債務者ベースで1億円以上のものとし、日債銀買収後に更新借換及びロールオーバーされたもの等実質的に同一性のある貸出関連資産を含み、新規実行分を含まない。

日債銀買収時から3年を下回らない一定期間内に、戦争、自然災害、経済大恐慌等の不可抗力が生じ、その結果として債務者の状況が悪化した時には、機構の日債銀に対する支払義務は制限を受ける。不可抗力と思われる事象が生じた際は、機構と新生日債銀はその事象が不可抗力に該当するか否か、債務者の状況悪化がその不可抗力に起因するものか否か等を含め、公平な負担のあり方について誠実に協議する。



日債銀の譲渡先選定に係る優先交渉先の決定について

平成十二年二月二十四日

金融再生委員会委員長

一．特別公的管理下にある日本債券信用銀行（日債銀）の譲渡先の選定について、金融再生委員会は、昨年十一月以降逐次審議を行ってきたところ、本日、ソフトバンク、オリックス及び東海上火災保険を中心に構成される出資グループ（ソフトバンク・グループ）を優先交渉先として決定しました。

二．金融再生委員会では、日債銀の譲渡先選定に

際して、

日債銀の特色を維持・発展させるとともに、日債銀を今後の我が国経済の発展、特に中小企業や地域経済の振興に積極的に貢献する銀行として経営しうる候補先を選定すること、責任ある経営体制が確立され、今後の日債銀の長期的な成長や経営の安定が図られる候補先を選定すること、国民負担が総合的にみて最小限で済む候補先を選定すること、との基本的考え方に立って検討を重ねてまいりました。

三・審議の結果、ソフトバンク・グループは、

既存の顧客基盤や地域金融機関との関係の維持・強化により、中小企業金融の円滑化や地域経済の活性化が図られると期待されること、

日本経済の今後の新たな発展に不可欠であるベンチャー企業に対する積極的な支援が期待されること、

インターネット等を活用した二十一世紀に通用する新たな金融取引の導入が期待され、それがモデルとなつて我が国金融機関の経営に大きな刺激となると期待されること、  
明確な出資目的を有する有力企業三社によ

る資本参加や経営への参画により責任ある経営体制が確立され、同時に、出資各社のノウハウ・人材の活用を通じた業務・収益面での相乗的効果も期待できることから、日債銀の長期的な成長や経営の安定が期待されること、買収条件も先に述べた「国民負担が総合的にみて最小限で済む」との基本的考え方を概ね満たすものと考えられること、から、今般の決定に至ったものであります。

四．金融再生委員会としては、今後の交渉が極力早期に、かつ、適切に行われるよう、最大限努力してまいりる所存であります。